		日号外	ページ
一二三	介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件	二九63	五〇八
一二四	中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件	二九63	五〇九
一二五	中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件	二九63	五一〇
一二六	中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件	二九63	五一〇
一二七	中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九63	五一一
一二八	中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九63	五一一
一二九	確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九63	五一二
一三〇	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九63	五一二
一三一	中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九63	五一二
一三二	中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九63	五一二
一三三	中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九63	五一二
一三四	平成三十一年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率	二九63	五一二
一三五	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき平成三十一年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十九年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件	二九63	五一二
一三六	平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件	二九63	五一二
一三七	介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成三十一年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件	二九63	五一三
一三八	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成三十一年度の単位掛金額を定める件	二九特5	八一七
一三九	雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	二九特5	八一八
一四〇	雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する件	二九特5	八一二
一四一	雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域	二九特5	八一三
一四二	雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ(6)及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件	二九特5	八一六
一四三	国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件	二九特5	八一七
一四四	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件	二九特5	八一八
一四五	生活保護法による保護の基準の一部を改正する件	二九特5	八一九
一四六	厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件	二九特5	八四〇
一四七	施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務を定める件	二九特5	八四八
一四八	平成三十一年度の献血の推進に関する計画を定める件	二九特5	八五〇
一四九	平成三十一年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件	二九特5	八五三
一五〇	租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件	二九特5	八五六
一五一	租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等を定める件	二九特5	八五七
一五二	租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣と協議して定める基準の一部を改正する件	二九特5	八五八
一五三	租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等を定める件	二九特5	八五九
一五四	雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件	三一特7	一〇
一五五	雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件	三一特7	一〇
一五六	雇用保険法第十八条に規定する自動変更対象額を変更する件	三一特7	一〇